

令和8年3月12日

各 自 治 会 長 様

小清水町長 久 保 弘 志

### 令和8年度小清水町高齢者等タクシー利用券の交付について

日頃より、本町の福祉行政にご協力いただきお礼申し上げます。  
令和8年度における標記事業につきまして、下記のとおりお知らせいたしますので、貴自治会内に周知くださいますようお願いいたします。

#### 記

1. 事業内容について

『網走ハイヤー』を利用して町内を移動する際に、高齢者等タクシー利用券を使用することで、町内であればどこへでも400円でご利用いただけます。

2. 令和8年度からの変更点

- ①自己負担額：1回 300円 → 1回 400円
- ②交付枚数：年間 48枚 → 年間 60枚（※人工透析の方は120枚）

3. 申請方法

- ①令和7年度までに交付された方は、令和8年度分のタクシー券を3月中旬にお送りいたしますので、申請の必要はありません。
- ②令和7年度までに交付されていない方、新たに対象となる方は役場でお申し込みください。※本人確認できるものをお持ちください。

4. 受付期間 令和8年3月19日（木）から（随時受付）

5. 交付の対象となる方

対 象 者	交付枚数	注意事項
①70歳以上の方（R8.4.1現在） ②身体障害者手帳（1・2級）をお持ちの方 ③精神手帳1級をお持ちの方 ④療育手帳A判定の方 ⑤妊婦及び1歳未満の乳児を養育する産婦 ⑥70歳を迎える方 （S31.4.1～S32.3.31生まれの方） ⑦新たに②～④の手帳を交付される方 ⑧自動車運転免許返納者（70歳未満）	<p style="text-align: center;"><b>60枚</b></p> ※人工透析患者の方は120枚  ※年度途中で交付対象になる方、対象から外れる方は、 <p style="text-align: center;">対象月×5枚</p>	※妊産婦の場合はお子様も同乗できます。  ※⑥の方は誕生月から交付いたします。  ※⑧の方は公安委員会が発行する <u>運転経歴証明書</u> 、または、 <u>運転免許の取消し通知書</u> 等をお持ちください。

<お問い合わせ先> 小清水町役場 保健福祉課福祉介護係・子育て支援係

☎62-4473

この事業は、「小清水町町税等の優良納付者の権利と義務に関する措置条例」の適用となりますので、申込者及び世帯の方の町税等の納付状況を確認させていただくことがあります。確認の結果、交付できない場合がありますのでご了承下さい。